

宮崎労働局発表
令和5年8月10日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部賃金室
室長 中玉利 浩治
室長補佐 宮崎 友親
(代表電話)0985(38)8825
(直通電話)0985(38)8836

令和5年度宮崎県最低賃金の改正答申について

宮崎地方最低賃金審議会（会長 橋口 剛和）は、8月10日付けで宮崎労働局長（坂根 登）に対し、現在の宮崎県最低賃金時間額 853 円から「44 円引上げ」となる「時間額 897 円」とする旨の答申を行った。

宮崎地方最低賃金審議会は、令和5年7月6日に宮崎労働局長から「宮崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねてきたところですが、8月10日、同審議会は現行の宮崎県最低賃金「時間額853円」について、「44円」引上げ、「時間額897円」に改正を求める旨、宮崎労働局長に対し答申を行いました。

当該答申にあたっては、中央最低賃金審議会で示された目安額39円を参考にしつつ、宮崎県の景気動向、雇用失業情勢及び賃金改定状況等を総合的に勘案して、公益、労働者及び使用者委員により慎重に審議され、取りまとめられたものです。

さらに、当該答申では、原材料費等の高騰に加えて、価格転嫁できていない等の中小企業・小規模事業者の経営環境への影響を鑑み、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保することにより安定した事業を継続し、雇用を確保・維持できるよう最大限の配慮を国に求めることについて、下記のとおり付帯決議が付されました。

宮崎労働局では、この答申に基づいて、速やかに所要の改正手続きを進める予定であり、改正された宮崎県最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続等を経た後、10月初旬（最短で10月6日）に発効される見込みです。

付帯決議

- 1 中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の確保・維持に資するものとするため、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、要件を緩和する等、さらなる強化を図ること。
- 2 原材料費等の高騰の影響を強く受けている中小企業・小規模事業者に対し、賃金引上げ幅に見合った実効性のある新たな支援策の創設を早急に検討すること。
- 3 中小企業・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。
- 4 最低賃金引上げに伴い、社会保険制度の扶養から外れる等による手取り額の減少を避けるために勤務時間を調整する、いわゆる「年収の壁」が、人手不足問題を深刻にしていることから、制度改正を含めた抜本的な対策を早急に検討すること。

【参考】

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	762円	790円	793円	821円	853円	897円
対前年度上昇率	3.39%	3.67%	0.38%	3.53%	3.90%	5.16%
対前年度上昇額	25円	28円	3円	28円	32円	44円